



地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課 長都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後期高齢者 医療主管課(部) 長

厚生労働省保険局医療課長 ( 公 印 省 略 ) 厚生労働省保険局歯科医療管理官 ( 公 印 省 略 )

## 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成28年3月4日付け保医発0304第3号)の一部を下記のとおり改正し、平成29年1 月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を お願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D023微生物核酸同定・定量検査(10)中「又はLAMP法」を「、LAMP法又は核酸増幅とキャピラリ電気泳動分離による検出を組み合わせた方法」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査  $(1)\sim(9)$  略  $(1)\sim(9)$  略 (10) 「8」の結核菌群核酸検出は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼ (10) 「8」の結核菌群核酸検出は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼ ーション法による検出を組み合わせた方法、LCR法による核酸 ーション法による検出を組み合わせた方法、LCR法による核酸 増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、LAMP法又は 増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法又はLAMP法に 核酸増幅とキャピラリ電気泳動分離による検出を組み合わせた方 よる。 法による。 なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を 踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。 踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。 (11)~(21) 略 (11)~(21) 略